

「クリーニング業法施行細則」の一部を改正する規則の概要

1 概略

令和7年11月20日に公布された「クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和7年厚生労働省令第115号）により、クリーニング師試験を受けようとする者は、性別及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下、「個人番号」という。）を受験願書に、クリーニング師免許の申請をする者、免許証の再交付を申請する者及び免許証の訂正を申請する者は、性別及び個人番号を申請書に、それぞれ記載することとなったことから、「クリーニング業法施行細則」（昭和36年神奈川県規則第62号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) クリーニング師試験受験願書（第9号様式）について、「性別」及び「個人番号」の記入欄を設ける。
- (2) クリーニング師免許申請書（第10号様式）について、「性別」及び「個人番号」の記入欄を設ける。
- (3) クリーニング師免許証再交付申請書（第11号様式）について、「性別」及び「個人番号」の記入欄を設ける。
- (4) クリーニング師免許証訂正申請書（第13号様式）について、「性別」及び「個人番号」の記入欄を設ける。

3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行する。